

改正

平成31年3月20日告示第22号

令和3年3月31日告示第65号

令和4年3月28日告示第35号

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者が見本市等へ出展するために係る経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、中小企業者の販路拡大、新規受注の獲得又は就業者の確保につなげ産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 見本市等 中小企業者の製品、製品見本等の展示を伴う見本市、商談会又は雇用に関する企業説明会若しくは面接会をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア その場で小売することを主たる目的としたもの
 - イ 広く一般に公開されていないもの
 - ウ その他町長が不相当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次のいずれにも該当する中小企業者とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 町内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 新温泉町暴力団排除条例（平成24年新温泉町条例第17号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、出展に伴う出展小間料、レンタル備品代（備品等の設置を主催者又は主催者が指定する業者に委託した場合の工事費を含む。）、展示物運搬費、交通費、オンライン出展料（本補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了する事業に係る経費に限る。）とする。ただし、当該事業が他の制度により補助金の交付を受けている場合又は受ける予定がある場合は、本補助金の交付の対象としないものとする。

(補助金の額)

第5条 町長は、補助対象経費の2分の1に相当する額（当該金額が10万円を超えるときは、10万円とする。）の補助を行うものとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、見本市等の開催までに新温泉町見本市等出展支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 見本市等の開催要領
- (2) 見本市等の出展申込書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、新温泉町見本市等出展支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により補助の申請をした者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（申請事項の変更及び承認）

第8条 補助事業者は、その申請について事業内容の変更又は当該事業の中止が生じた場合は、新温泉町見本市等出展支援事業補助金変更（中止）申請書（様式第3号）に変更内容を確認することができる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請内容を審査した結果、補助金額の変更又は中止を決定したときは、新温泉町見本市等出展支援事業補助金変更（中止）決定通知書（様式第4号）により、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに新温泉町見本市等出展支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し審査を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (2) 補助対象経費の成果を証する書類、写真等
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の実績報告書の審査を行った後に、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、新温泉町見本市等出展支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助回数制限）

第11条 補助金の交付は、当該年度内において、同一の中小企業者に対し1回を限度とする。

（決定の取消し）

第12条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 補助事業者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日告示第22号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第65号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第35号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。